

## 意見等の内容と回答・修正内容の一覧

都計審:都市計画審議会(令和5年10月30日開催) 全協:全員協議会(令和5年11月21日開催) 専門:専門部会(令和5年10月13日、12月7日開催)

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
土地利用	1	都計審	駅前も大事であるが、大きな敷地が必要となるショッピングセンターやスーパーは、大きな道路沿いに建設されており、それによって生まれる活性化等についても検討していただきたい。	幹線道路沿道については、第2章の分野別まちづくりの方針の土地利用の方針において、⑥沿道型市街地地区を位置付けており、沿道及び後背地における特性を踏まえ、地域の利便性や活力の向上を図るとの方向を示している。	P.67
みどり	2	都計審	今後農地が減少していくことが考えられるため、そのあたりの意識を高めていただきたい。	農地保全については、農住環境共生ゾーンなどにて農地が身近にある住環境を維持するための取組を検討する。また、特定生産緑地の指定面積割合を現状の9割を維持することを目標に掲げ、それに向けた取組を行う。	P.164 P.232
みどり	3	専門	みどりが失われていくなかで、ネイチャーポジティブという、みどりを増やしていく考え方がある。市民ワークショップの結果でも大規模公園やみどりがもっと欲しいとの意見があるが、計画内でみどりを増やすという考えは持っているのか。	みどりの構成要素の1つである公園については現在、改定に向けて検討中の個別計画の内容など庁内関係課との調整を踏まえ、現状の記載としている。 都市計画課で所管する生産緑地などは、第2章の全体構想のみどり・水辺・都市景観の方針や第6章にて、みどりの保全・創出の観点を記載している。 また、「農のプラットフォーム」の活用も検討していきたいと考えている。その点については、「多様な主体が参画する仕組みづくり」についてみどり・水辺・都市景観の方針に記載している。	P.69 P.232
みどり	4	専門	大規模公園の整備が難しいというのは理解できるが、今ある公園の機能強化等は書かれているか。	総合計画や都市計画マスタープランでは、現在改定中のみどりの基本計画(素案)や現行の公園配置計画を踏まえ、「公園施設の更新、魅力の向上」を記載している。	P.69

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
				また、改定中のみどりの基本計画（素案）や現行の公園配置計画には、大規模公園のリニューアルのみならず小規模公園についても活用を検討していく旨が記載されている。	
みどり	5	都計審	居住誘導区域について、本日の午前中に農業振興計画の推進委員会が行われ、今後 10 年間の振興計画の策定について議論を行った。その中で、今後 10 年間で農地が約 140ha から約 90ha に減少することが予測されるという話があり、居住誘導区域を設定する中で農地を保全していこうという趣旨が入るのは嬉しいことであるが、減少する農地について、都市計画としてどのように対応していくのか、計画における位置付けについて伺う。	農地の保全については、第 6 章の計画の推進に向けての中で「農の風景育成地区制度、地区計画農地保全条例などの活用検討など」を記載しており、今後各制度の活用検討・実現を図りながら農地保全に努めてきたいと考えている。 農地の減少への対応として、居住誘導区域の農住環境共存ゾーンの設定について、「農地が身近にある住環境を維持するため、農地保全策を推進する」の記載に「新しい農地の創造についても検討する」と追記し、第 6 章の誘導施策に「農地の創出・再生支援事業の活用の検討」を追記した。	P.164 P.232
みどり	6	都計審	「農地が身近にある住環境を維持するため、農地保全策を推進する」の記載に「新しい農地を創造する」を入れてもよいと考える。	農地の減少への対応として、居住誘導区域の農住環境共存ゾーンの設定について、「農地が身近にある住環境を維持するため、農地保全策を推進する」の記載に「新しい農地の創造についても検討する」と追加し、誘導施策に「農地の創出・再生支援事業の活用の検討」を追記した。	P.164 P.232
みどり	7	専門	第 6 章の 239 ページで目標値を維持としているのは、減少が予想されているから「維持」としているのか。現実的に減るのであれば、どこまで許容するのか具体的に減少値を書くべきである。ネガティブ部分を見せる	生産緑地の減少傾向を示すため、生産緑地の指定面積の推移を追記した。	P.239 P.273（資料編）

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
			ことで、市民も危機感をもつと思う。		
みどり	8	都計審	第6章の239ページの定量的な目標②について、特定生産緑地の指定面積割合が指標として記載されているが、他の指標と比べると設定しているトーンが違うため、緑被率や農地率といった数値にすべきと考える。	立地適正化計画の施策に係るみどりの指標については、農住環境共存ゾーンに係わる指標であるとともに引き続き都市計画課で進捗管理できる要素を踏まえ、特定生産緑地の指定面積割合としている。みどり率や緑被率に関しては、現在、改定中のみどりの基本計画（素案）に掲載を予定している。	P.239
みどり 交通	9	都計審	大きな構想であり、大きなエネルギーを使って策定する計画であるため多くの方に理解していただきたいと考える。また、みどりを残すこと、道路の整備などを通して安心して歩くことができることなど、このような部分を伝えることができたらよいと考える。	計画書にみどりや道路が整備された様子などの写真を掲載した。	第1～3章 (例:P.71)
みどり 防災	10	専門	グリーンインフラの活用や位置付けなどの記載はされているのか。また、グリーンインフラには生物の多様性についても国などで記載されている。可能であれば追記いただきたい。	みどりは景観的な観点以外にも役割があるため、グリーンインフラについて、防災の観点などから重要と考えており、第2章の69ページや79ページに記載している。また、生物に関わる表現については、69ページの現状・課題の中で追記した。	P.69 p.79
みどり 防災	11	都計審	豪雨の際、農地から土が流出しているという苦情が入ることがあるが、畑が雨水の吸収に貢献していることを理解していただければ、土の流出についても理解が深まり、苦情も減少すると考えられるため記載していただきたい。	みどり・水辺・都市景観の方針の現状と課題において、「農地や公園などのみどりは景観やレクリエーションの場などの要素に加えて、グリーンインフラとして延焼遮断機能や雨水の流出抑制、生物の生息の場など防災性や生物多様性の観点で重要な役割を担うことから、保全・創出を図ること」を現状・課題に追記した。	P.69
交通	12	都計審	第1章の26ページの都市計画道路の整備状況の図について、道路自体は市内で完結せず、他市まで続いている	一番はじめに示す都市計画道路の状況図（第1章の本市の現状の都市計画道路の図）について、市域外まで伸	P.26 P.274（資

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
			る道路もあるため、周辺市も含めて載せたほうがイメージしやすいと考える。	びる都市計画道路は、市域をはみ出して描くよう工夫し、更に資料編にて比較的広域な道路網図を追加する。その他の道路網図関係（交通環境整備方針図など）は案のままとする。	料編)
交通	13	都計審	第2章全体構想の74ページ③開かずの踏切解消に向けた検討について、ひばりヶ丘駅西側ひばりヶ丘1号付近や、田無駅東側西武柳沢4号付近の踏切の今後の方針について伺う。	ひばりヶ丘駅、田無駅の踏切の問題については、すぐに対策を行うことは難しいが、20年先の計画の策定にあたっては、連続立体交差事業などをはじめ踏切対策については、引き続き検討していく必要があると考えており、第3章の拠点別構想に立体化について関係機関等と協議を進めると記載している。	P.94 P.105
交通	14	専門	第2章全体構想の分野別まちづくり方針の77ページ交通環境整備方針図に公共交通の内容を表現するのはそぐわないと思われる。都市計画マスタープランにおいては、交通に関する記載は、原案のままで十分であり記載以上の要素は図で示す必要はないので削除を希望する。特に細目に茶色矢で示している「はなバスなどの多様な公共交通」については、期待を持たせてしまいミスリードにもつながると考える。地域公共交通計画でしっかり記載すれば良い。	ご指摘を受け、地域公共交通計画の所管課と調整し、交通環境整備方針図からは削除した。また、第4章においては、参考として立地適正化計画における居住誘導区域と拠点及び公共交通（維持及び都市計画道路の整備に伴う新たな検討区間）の関係性は示すため、記載することとした。ただし、「はなバスなどの多様な公共交通」は削除し、多様な公共交通等については、地域公共交通計画にて記載を予定している。	P.77 P.165
防災	15	都計審	これまでの会議でも防災に関して意見を述べてきたが、検討に取り入れていただき感謝する。防災に関して2点確認させていただく。1点目は、第1章の55ページについて、「①防災に備えた防災対策の充実」とのタイトルで記載があるが、内容が水害のみに対する記載である。書き方をもう一度検討していただきたい。	1点目については、第1章市の現況と都市構造上の課題55ページの木造住宅密集地域の記載について前に記述（①と②を入れ替え）し、水害について記載の部分は、タイトルを「水害に備えた防災対策の推進」と記載した。	P.55

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
			2点目は、第2章全体構想の78ページ②幹線道路の整備による延焼遮断帯の形成について、災害リスクの高い泉町1丁目、2丁目の延焼遮断帯として重要なのは西3・4・9号線であると考え、その記載がないため入れていただきたい。	2点目について、西3・4・9号線は東京都の防災都市づくり推進計画により一般延焼遮断帯として位置付けられており、78ページの②幹線道路の整備による延焼遮断帯の形成の2つ目の記載に西3・4・9号線は含まれている。	P.78 P.81
防災	16	全協	都市計画審議会で、防災指針の中の災害リスクの掲載順序について指摘をしたが直っていない。私としては、水害リスクよりも地震による火災リスクを前におくべきだと考える。	国の考え方である都市再生特別措置法や都市計画運用指針に示される災害ハザードと居住誘導区域との関係性を踏まえ、災害リスクの整理は、災害レッドゾーンに該当する土砂災害特別警戒区域を含む、土砂災害に続き、地震（倒壊、火災等）、洪水・内水の並びで修正した。	P.218 ～P.222
防災	17	都計審	拠点別構想のひばりが丘団地については、前回指摘したバスルートについて反映されているのが確認出来たが、その他、主だった変更箇所があれば説明していただきたい。	施策の方向について、「老朽化が進む等の大規模な住宅団地の再生にあわせたまちづくりの誘導」や「アクセス道路の環境整備」を追記している。	P.140
防災	18	都計審	火災について、西東京市は道幅が狭く消防車が入りづらい地域があるため、そういった地域の見直しを検討していただきたい。	第2章の全体構想（分野別まちづくり方針）における防災まちづくりの方針③で記載している。また、建物倒壊危険度・火災危険度・災害時活動困難係数を踏まえた総合危険度におけるランク4や木造住宅密集地域及び不燃化の状況や密度が木造住宅密集地域と同等である地域）については、第5章の防災指針で示す対策を講じながら地域の安全性の向上を図ることを基本に居住誘導区域に含め、「防災環境促進ゾーン」として位置付け、地域の防災・減災対策を重点的に推進することを示し	P.78 P.164 P.205 ～P.208 p.212 P.234

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
				ている。	
防災	19	都計審	<p>第5章について2点確認させていただく。1点目は防災指針全体について、西東京市の災害リスクは、水害に関しては石神井川の一号幹線によりリスクの回避に向かっていると考える。その中で考えるべきは木造住宅密集地域である。そのため、火災リスク・地震リスクを位置付けとして水害対策より前面に持ってくるべきと考える。</p> <p>2点目は第5章の197ページ総合危険度について、総合危険度と聞くと水害や地震災害を含めたリスクという風に捉えがちであるが、建物倒壊と火災の地震リスクの内容であるため、総合危険度を入れるのであれば誤解がないように記載を検討していただきたい。</p>	<p>1点目について、国の考え方である都市再生特別措置法や都市計画運用指針に示される災害ハザードと居住誘導区域との関係性を踏まえ、災害リスクの整理は、災害レッドゾーンに該当する土砂災害特別警戒区域を含む、土砂災害に続き、地震・火災、洪水・内水の並びに修正した。</p> <p>2点目は、ご指摘を踏まえ、「地震に関する総合危険度」と記載を修正した。</p>	<p>P.192 ～222</p> <p>P.197</p>
防災	20	都計審	<p>第5章 218～222 ページについて2点確認させていただく。1点目は、防災まちづくりの取組方針の洪水の中に、「河川改修など」と記載があるが、グリーンインフラという言葉はどこかに入れていただきたい。</p> <p>2点目は、220ページに「グリーンインフラの活用の視点から」と記載があるが、緑地や農地だけでなく道路など新たに整備する部分でもその機能は追加できるため、そのような表現があると良いと考える。</p> <p>また、表の実施主体関係者の中に事業者がないが、事業者でも行える要素もあるため、それを推進できる表現ができると良いと考える。</p>	<p>グリーンインフラについては、専門部会等においても検討した結果、グリーンインフラが延焼遮断機能や雨水の流出抑制、生物の生息の場など防災性や生物多様性の観点で重要な役割を担うことなどの記載を追記した。</p> <p>また、具体的な取組の実施主体・関係者について、事業者は「市民等」に含む形で整理している。</p>	<p>P.69 P.79</p> <p>P.219</p>

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
防災	21	都計審	第5章の219ページ(4)具体的な取組・スケジュールについて、本市は河川など巨大水利が地理的にないため、221ページの13)防災施設の計画的な整備の中の「備蓄倉庫など」の記載に、防火水槽などといった言葉を入れていただきたい。	ご意見を踏まえ、消防水利の整備の観点から、西東京市国土強靱化地域計画との整合を踏まえ、第5章防災指針の13)防災施設の計画的な整備に「備蓄倉庫や防火水槽等の整備」を追記した。	P.221
防災	22	都計審	計画については、緻密に検討されており、現実的な内容になっており、感心する。気候変動による豪雨対策について、今年6月の大雨でも道路の冠水等の被害が生じた。そのため、雨水対策に関する位置付けがもう少しあってもよいという印象を受けた。 第5章の220ページの8)石神井川の流域治水対策の促進の中で、河川護岸整備とあわせて公共の雨水管についても整備していけると良いと考える。	豪雨対策については、第2章全体構想の73ページ下表に記載のある西3・5・10号線が雨水対策の要となる路線であると考えている。西3・5・10号線については、豪雨対策の観点からも道路整備を進めていきたいと考えている。また、第5章の防災指針においても、雨水幹線整備などの雨水流出抑制に係る内水被害対策を進めることとしている。	P.73 P.220
防災	23	都計審	道路が狭く何か起こった際は大変だと感じることもある。また、自分たちが住んでいる地域の災害リスクについてどのように周知していくかが課題になると考える。	第5章防災指針の具体的な取組において、意識啓発の方向性として、各種ハザードマップの更新・周知、防災教育などによる、市民の防災意識の醸成等の防災意識の啓発を位置付けている。	P.222
居住誘導	24	専門	農地など居住誘導区域から外すことで農地の所有者が、宅地化する場合に、3戸以上であれば開発事業者から届け出が必要になるため、農住共存型宅地開発が誘導できると思われる。雨水貯留施設やクラインガルテンがある宅地開発を誘導などのため立地適正化計画を活用することも考えられる。地価が下がるという意見があるが、税金が下がるというメリットや、行政にとつ	策定当初から農地等を居住誘導区域から除外する考えを持っておらず、全市的に人口密度を維持したい考えを持っている。 農業委員会でも、居住誘導区域から外すことで地価が下がることや自身の持つ土地が居住誘導区域内の農地と、居住誘導区域内外の農地とで何か大きな差が出ては困るなど不安な意見があった。	—

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
			ても都市計画道路施設整備に伴う買収においてお金がかからないというメリットもある。	また、本制度の運用の歴史も浅いことや財産に影響する可能性について否定できないことなども踏まえ、今回の当初策定時では、農地を除外する考えはない。	
居住誘導	25	専門	147 ページにある立地適正化計画の手引きについて、国の考えと西東京市の立地適正化計画では、従来の活用主旨と異なる部分があるため、西東京市独自の内容とした方が良い。	序章では、国の一般的な考えについて、手引きの内容を示しつつも、第4章誘導区域及び誘導施設では西東京市の考えをより示すこととした。 また、立地適正化計画を策定することで都市再生整備計画事業など国からの補助に関する拡充もあり、更なる拡充や事業を行う上で策定が補助要件になることも想定されるため、策定すること自体に意味があるものと考えている。	P.5 P.150
居住誘導	26	都計審	市内にいくつかある、工場や倉庫など音や匂いのする作業場は居住誘導区域を設定することで排除することにならないのか伺う。他都市で、周辺の住宅から作業場に対して苦情があり、廃業せざるを得なくなったというものがあつた。業務地区も大事にすべきではないかと考える。	立地適正化計画の手引きの中では、工業専用地域は居住誘導区域に含めないとされており、本市の場合は工業専用地域がないのが現状である。ただし、その他の工業系の用途地域内では、住宅地などもあるため、そのような地域では、居住誘導区域に含めつつも周辺の住環境を踏まえた操業環境に配慮したまちづくりを進めていく。 第2章全体構想に土地利用方針が示されており、67ページの⑤都市型産業基盤地区に周辺の住環境を踏まえた操業環境に配慮した産業施設等の集積を誘導するとある。立地適正化計画ではなく土地利用方針の中でカバーしている。	P.67
居住誘導	27	専門	災害イエローゾーンについては、現段階では居住誘導区域から除外して、十分な対策をしたうえで居住誘導	西東京市は今後も住宅都市として維持・発展し続けたいという考え方があるため、災害イエローゾーンにつ	P.164



類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
			<p>区域に入れるという流れが、計画論としては正しいと思う。</p> <p>また、159 ページや 160 ページも地区計画や市の土地というのも、居住誘導をしないという方針があり制定されているため、居住誘導区域に含めないのが一般的ではないか。</p>	<p>いては、居住誘導区域から除外するのではなく、既にある住環境をよりよくするために居住誘導区域として含めつつ防災・減災対策を重点的に行うゾーンを示していく。また、まとまりがある農地についても、より良い住環境を目指すため居住誘導区域に含めつつ、保全策などを検討するゾーンとして示していく。</p>	
居住誘導	28	専門	<p>162 ページは“民間のオープンスペース”ではなく、“民間企業や大学のオープンスペース”と書く方が適切だと思う。</p>	<p>ご指摘を踏まえ「MUFG PARK や大学のオープンスペース」とした。</p>	P.162
居住誘導	29	専門	<p>農住環境共存ゾーンは農地保全策を推進するとあるが、保全だけではなく「創造」も入れた方が良い。土地利用転換を許容しつつ古いアパートや、駐車場等を宅地から農地に転換していく可能性もあると思われる。そのような意図を含んでおいた方が良い。</p>	<p>農地の減少への対応として、居住誘導区域の農住環境共存ゾーンの設定について、「農地が身近にある住環境を維持するため、農地保全策を推進する」の記載に「新しい農地の創造についても検討する」と追記した。</p>	P.164
居住誘導	30	専門	<p>防災環境促進ゾーンの要素である総合危険度ランク4と木造密集地域の表示については、防災まちづくり方針図に入れてもらいたい。農住環境促進ゾーンは、土地利用方針図の低層住宅とみどり・水辺・都市景観方針図の生産緑地を見ればわかるのでその旨の記載を補足的に 164 ページで示せると良い。</p>	<p>総合危険度ランク4と木造住宅密集地域等の情報を防災まちづくり方針図に追記した。</p> <p>また、164 ページで示した農住環境促進ゾーンはどのような農地を対象としているかを本文及び注書きに追記した。</p>	P.81 P.164
都市機能	31	都計審	<p>都市機能誘導区域の設定について、ひばりが丘団地や保谷駅、東伏見駅など東久留米市や練馬区との境にある民間の商業施設については、隣接の行政区域との連携も含めて効果的にできると良いと考える。</p>	<p>隣接市において立地適正化計画を策定する際、連携して策定することも可能であるが、隣接市において立地適正化計画の策定予定はないことから、本計画では、西東京市の市域を立地適正化計画の区域とするため、誘導施設の設定やその評価については市内の立地状況で行うこととなる。</p>	P.277（資料編）

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
				また、各施設については、隣接市における立地状況を確認しているため、参考までにその立地状況について資料編に示している。	
都市機能	32	都計審	現在、ひばりが丘や保谷は住みたいまちとして数多く取り上げられており、最近では若い人の中で、西東京市で創業したいという方も増えてきている。そのため、長く西東京市内で働ける、創業できるといった取り組みも考えていただきたい。また、人口が増えることで宅地化がすることにより、みどりや商店街が減少していることについての対策も今後課題になると考える。	本市では起業・創業支援の充実に取り組んでおり、第3次総合計画において、①起業・創業に対する支援や環境整備の推進や②多様な働き方の実現に向けた支援などの施策を位置付けている。都市計画としてはにぎわいや交流を支える拠点の形成に向け、都市機能誘導区域を設定し誘導施策を推進していくものである。人口の増加に向けては、拠点別構想において拠点にふさわしい住宅地の形成の検討を示している。	—
誘導施設	33	都計審	第4章について、ショッピングセンターを誘導するといった記載があるが、商店街を大事にすることもまちの課題としているのにも関わらず、都市計画の中ではショッピングセンターなど大規模店舗を誘導していくことを前面に出しすぎではないか、そのあたりどのように整理されているのか伺う。	誘導施設の設定については、立地適正化計画作成の手引きを踏まえるとともに、市民意見などを加味して設定する必要があると考えている。第4章誘導区域及び誘導施設の180ページから183ページに記載のある市民意向等において、駅前にはショッピングセンターが欲しいという意見等があることを踏まえ、誘導施設として設定している。一方、商店街については、拠点別構想において施策の方向を示し、連続性の確保や魅力向上に取り組む。	P.180 ～P.183 その他拠点 別構想
誘導施設	34	都計審	ショッピングセンターについては第4章の177ページの商業機能に「ショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した」と記載があるが、もう少し補足的な記載があると良いと考える	第4章の177ページの商業機能については、手引きの記載を準用しているものである。市民意向等については、いただいた意見を記載しているが、わかりやすくするため、誘導施設の設定について187ページの一覧の下に補足の記載を追記した。	P.180 ～P.183 P.187

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
誘導施設	35	都計審	第4章の186ページ(3)誘導施設の設定にて、「公民館・図書館」が地域分散型になっていない理由は、すでに建ってしまったからなのか伺う。	本市では、公共施設のあり方については同時並行で策定を進めている別の計画の中で配置方針などを検討している。そのため、都市計画マスタープランの中では特に規定せず、現時点では誘導施設には含めないとしている。	P.187
誘導施設	36	都計審	第6章240ページの2)都市機能誘導区域に関する定量的な目標値について、2点確認させていただく。1点目は、第4章の187ページにスーパーマーケットは保谷駅以外の5拠点で誘導型とする記載があるが、必ずしも駅前でなくてもよいと考える。 2点目は、第4章188ページに西東京市では1,000㎡を超えるものをスーパーマーケットとして位置付けると記載があるが、その考え方について伺う。	1点目のスーパーマーケットについて、市内に分散して立地しているものの、日常生活を支える重要な施設であることから拠点での立地を維持・誘導する考えから誘導施設に設定している。 2点目の誘導施設のスーパーマーケットの定義にある一定規模以上の面積基準を設けるにあたり、東京都の大規模小売店舗の届出の対象面積を参照し、1,000㎡を超えるものとした。	P.187  P.188
誘導施設	37	都計審	第6章237ページ届出制度についての意見だが、第4章188ページに記載のある通り、ショッピングセンターやスーパーマーケットとなる施設が市内のどこにあるのかなど地図や資料が参考になれば分かりやすいと考える。	資料編に都市機能誘導区域と市内の各施設をプロットした図を掲載した。	P.277 (資料編)
誘導施設	38	全協	233ページの目標④について、市境の取り扱いについて。市の計画なので、市内の状況で判断というのわかるが、市民の生活としては、どの区・市の施設かどうかは関係ない。市内にはないが、すぐ近くの隣の市にある施設があっても誘導するものか。	隣接市において立地適正化計画を策定する際、連携して策定することも可能であるが、隣接市において立地適正化計画の策定予定はないことから、本計画では、西東京市の市域を立地適正化計画の区域とするため、誘導施設の設定やその評価については市内の立地状況で行うこととなる。	—

類型	No.	会議	意見等の内容	回答・修正内容	計画書の 該当ページ
計画推進	39	専門	市民・行政・事業者の役割について、西東京市独自の課題を出さなければ、市民が何を求められているかわからない。	第3次総合計画の基本目標1（協働・行政）でまちづくりの課題として記載されているとおり、地域課題の解決に向けたまちづくりについて、協働の必要性が記載されているため、第3次総合計画の基本目標1（協働・行政）の記載を踏まえて修正した。	P.225 P.227 ～P.228
計画推進	40	専門	役割分担の中で農家や農地所有者は住民とは役割が異なっている。農家等言葉が出てくると西東京市らしくなると思う。事業者に農業者の含みを持たせてもらいたい。また、事業者の役割について、地域の保全や経済の発展のところに、「みどりや環境の保全」の追加をお願いしたい。	「事業者」⇒「事業者等」に変更するとともに、事業者の中に農業者や大学、企業などを含めた記述とした。227 ページの行政の役割に農のプラットフォームの記載を追記し、229 ページのまちづくりの手法で農地などのみどりの保全に関する推進などで示すことで西東京市らしい記述に変更する。併せて 227 ページの事業者等の役割に「みどりや環境の保全」を追記した。	P.225 P.227 ～P.228
計画推進	41	専門	市民・行政・事業者の役割分担について、現在策定中の総合計画ではかなり西東京市に特化した内容となっている。ベースは総合計画に合わせた記載が良いと思われる。 みどりに関する市民活動については、みどりは減っているが活動に関与している人は増加している、などの指標も出てくると思う。	225 ページの実現化方策における協働のまちづくりの記載（3 段落目）については、第3次総合計画の基本目標1（協働・行政）の記載を踏まえて修正した。	P.225 P.227 ～P.228